

# 青色申告

蒲田会報

No. 787

令和2年  
12月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号  
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381  
http://www.kamata-airo.or.jp

発行人 江川 慎郎

## 源泉所得税年末調整指導会は電話による完全予約制となります

源泉徴収義務者となっている方は、源泉所得税の納付と年末調整をお忘れなく!!

従業員、青色事業専従者がいる事業主の方は、その支払給与から源泉所得税を預かり、納付する義務があります。事務局では年末調整の指導を完全予約制で行いますので、下欄の注意事項と2ページの必要書類をご確認の上、電話予約をしてください。

納期の特例を適用している方の令和2年7月から12月までの源泉所得税の納付期限は令和3年1月20日(水)です。1日でも納付が遅れますと、加算税と延滞税等がかかる場合があります。また、納付税額が「0円」であっても、支給の金額等を領収済通知書に記入し、提出しなければなりませんのでご注意ください。

なお、新型コロナウイルス等の感染症の予防対策として、事務局にご来局される方は1名のみとし、必ず事前の検温とマスクの着用をお願いいたします。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。新型コロナウイルス感染症拡大の折柄、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

### 記

開催日	予約開始日
① 令和2年12月14日(月)～18日(金)	12月1日(火)
② 令和2年12月21日(月)～24日(木)	12月8日(火)
③ 令和3年1月5日(火)～8日(金)	12月22日(火)

- ・開催時間：9：00、9：30、10：00、10：30、11：00、13：00、13：30、14：00、14：30、15：00  
※予約時間は、給与支払者数、他の会員の方の予約状況等を考慮して承ります。
- ・予約電話番号：03-3732-1310  
※予約は、平日の9：30～11：30、13：00～16：30、お電話にて承ります。  
なお、指導希望日当日と12月25日～1月4日は予約の受付が出来ませんので、ご了承ください。  
また、令和3年1月12日(火)以降は決算指導となりますので、年末調整のご予約は承れません。  
年末調整の指導をご希望の方は、1月8日(金)までに指導が受けられるよう、必ず事前予約をお願いいたします。
- ・会場：事務局
- ・注意事項と必要書類：下欄と2ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大の予防策を検討した結果、年末調整指導会を完全予約制とし、年末調整指導を受ける会員の皆様には事前準備をお願いすることになりましたので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

- ・電話による完全予約制となります←お待ちになる間、会員同士の接触が避けられます
- ・事務局にご来局される方は1名のみとし、必ず事前の検温・マスクの着用・手指のアルコール消毒をお願いいたします。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください  
←万一、新型コロナウイルスを保持している場合に備えられます
- ・ご自宅にて、源泉徴収簿・基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・給与支払報告書(個人別明細書と総括表)の記入・記載をして(2ページ参照)、その記載済みのものをご持参ください←接触時間を短縮できます  
※記載方法等が分からない方は、税務署より送付される「領収済通知書(納付書)」に同封されている「令和2年分 年末調整のしかた」冊子をご覧になるか、①令和2年12月14日(月)～18日(金)の期間に、記載方法等の指導を受けてください。
- ・ボールペンをご持参ください←接触によるウイルス感染が防げます

【会員募集中・お知り合いをご紹介ください】

**源泉所得税年末調整指導会開催の必要書類と注意事項****・必要書類**

- ① 令和2年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿（一人別徴収簿）  
※支給月日・総支給金額・社会保険料等の控除額・算出税額と、それぞれの合計金額を記入して、その記入したものを  
ご持参ください。
- ② 令和2年分（2020年）給与所得者の扶養控除等（異動）申告書  
※「給与支払報告書（個人別明細書）」には給与の支払いを受ける者とその控除対象配偶者・控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載が必要となりますので、従業員・青色専従者本人に、本人とその配偶者・扶養親族等の個人番号の記載を求め、その記載したものを  
ご持参ください。
- ③ 令和2年分給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書  
※従業員・青色専従者本人に、本人の氏名・住所と、配偶者控除等を受ける場合は、その合計所得金額の記載を求め、その記載したものを  
ご持参ください。なお、本年分より「基礎控除」が改正され、この控除を適用するためには、従業員・青色専従者から「基礎控除申告書」の提出を受ける必要があります。万一、「基礎控除申告書」がない場合、年末調整が出来ませんので、ご了承ください。
- ④ 令和2年分給与所得者の保険料控除申告書とその各種証明書  
※従業員・青色専従者本人に、控除証明書を参考にその金額の記載を求め、控除証明書（生命保険料・地震保険料等の控除証明書、国民健康保険の支払金額がわかるもの、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書等）と共に、完記したものを  
ご持参ください。
- ⑤ 給与支払報告書（個人別明細書と総括表）  
※原則として区役所より送付されますので、支払を受ける者（従業員や青色事業専従者）と支払者（事業主）の住所・個人番号・氏名を所定の箇所に記載し、その記載したものを  
ご持参ください。
- ⑥ 領収済通知書（納付書）  
※税務署より送付されたものを  
ご持参ください。
- ⑦ 令和2年1月～令和2年6月分の領収証書（納付書の控え）
- ⑧ 事業主の印鑑
- ⑨ 筆記用具（ボールペン）

**・注意事項**

- イ 平成29年より、領収済通知書（納付書）や年末調整のしかたと同封されていた「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」等は配布されておられません。必要な方は、事務局又は税務署や国税庁ホームページ（<http://nta.go.jp>）にて入手してください。特に、年末調整（基礎控除や保険料控除等）を受ける従業員、青色事業専従者のいる方は、年末調整指導を受ける前に上記の方法で入手し、給与所得者本人に記載・提出を求めてください。
- ロ 給与の支払いを受ける者が大田区の場合、当会で「給与支払報告書」をお預かりし、大田区へ提出していましたが、法令順守の観点から、本年分より事業主ご本人にご提出いただくようになりましたので、  
ご了承ください。  
なお、給与支払報告書が送付されない場合、事務局又は大田区又は税務署等でも配布しておりますので、年末調整指導を受ける前に上記の方法で入手し、税務署より送付される「領収済通知書（納付書）」に同封されている「令和2年分 年末調整のしかた」冊子を参考に必要事項を記入・記載し、その記入・記載したものを  
ご持参ください。
- ハ 新型コロナウイルス等の感染症の予防策として、必要書類が不備の方は、再来局をお願いいたしますので、  
ご了承ください。なお、記入・記載の仕方等が分からない方は事前に説明をいたしますので、令和2年12月14日（月）～18日（金）の期間に記入・記載の仕方等の指導を受け、必要書類を準備し、再来局をお願いいたします。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

◎代議員が確定しました

令和2年9月28日に公示された「代議員選挙及び代議員候補者の公募」について、10月12日から16日までの期間に所定の様式にて立候補者を受け付けました。10月16日に立候補者の資格審査を代議員選挙委員会が行い、代議員の定数(定款第12条)と立候補者が同数であることを踏まえ、立候補者全員の当選を確定しました。

令和2年度 代議員選挙当選者名簿

【蒲田東エリア】

(順不同、敬称略)

- 鈴木 康司
- 吉田 眞一郎
- 平林 弘
- 柳尾 豊純
- 平谷 夏子
- 長谷川 昌宏
- 清水 早苗
- 藤岡 眞一
- 佐々木 直美
- 畑井 英子
- 長島 由明
- 増田 信夫
- 岸井 聡美
- 江川 幸佑
- 川嶋 政之

【蒲田西エリア】

- 丹川 幸三郎

(蒲田東エリア15名)

- 加藤 雅人
- 平田 富也
- 五十嵐 博和
- 石井 秀邦
- 古川 育子
- 古川 和子
- 吉田 由美子
- 水谷 二朗
- 前川 佳克
- 香川 味光

(蒲田西エリア11名)

以上26名

※代議員任期は、「令和3年定時総会の翌日から令和7年定時総会終結まで」となります。

令和2年10月21日

会長 江川 慎郎  
選挙管理委員会委員長 吉田 武史

○守ってねー最低賃金。

東京都最低賃金につきましては、引き続き時間額1,013円となりました。東京労働局では、中小企業・小規模事業者の方からのご相談を無料でお受けする「東京都働き方改革推進支援センター」を設置しているほか、賃金の引上げに向けた環境整備のための、業務改善助成金等の各種助成金制度を設けております。

【お問合せ先】

東京労働局労働基準部賃金課

最低賃金係

電話 03(3512)1614(直通)

都税だより

☆年末年始における窓口業務のご案内

都税の納税	12月28日(月)	12月29日(火) 1月3日(日)	1月4日(月)
都税の申告(申請)書の受付	○	×※	○
証明書の取扱い(郵送分を含む)	○	×	○

○ご利用できます Xご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。また、パソコン等からのクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング、モバイルバンキングによる納付等もご利用ください。

☆12月は固定資産税・都市計画税

第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、12月28日(月)までにお納めください。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

また、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

☆納期内納税にご協力をお願いします

都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、12月の「オール東京滞納STOP強化月間」の期間中、都と区市町村が連携して、納期内納税の取組を推進しております。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

【当会の役員はボランティアで活動しております】

# 事務局より

## ◎記帳指導を希望される方へ

正しい申告をするためには、正しい記帳に基づき決算が必要不可欠です。是非、記帳指導をお受けいただきますようお願いいたします。

翌年2月に入りますと、確定申告指導が本格的に始まりますので、記帳指導は、令和3年1月29日(金)までとします。記帳指導は、事前予約制ですので、記帳指導を希望される方は、確実にご予約いただくようお願いいたします。

特に、55万円(一定の要件により65万円)の青色申告特別控除を目指す方、減価償却資産を取得された方、新たに消費税の課税事業者となった方は、積極的に記帳指導を受けていただくようお願いいたします。

なお、事前予約をしていない場合や令和3年2月1日(月)以降、記帳指導をお受けできませんので、ご了承ください。

## ◎お願い

住所・電話番号、その他の変更等や、事業を廃業された場合は、変更届・退会届等の書類の作成と税務署への届出が必要になりますので、事務局までご連絡くださいませうようお願い申し上げます。

万一、事業主が亡くなった場合、4カ月以内の準確定申告が必要になります。また青色申請は自動的には引き継がれませんので、ご注意ください。なお、当会では入会して1年以上経過した正会員の方が亡くなり、3カ月以内にご家族から届出があった場合、

5,000円の弔慰金が支払われます。ご質問等ありましたら、事務局までお問い合わせください。

## ◎年末年始休暇のお知らせ

12月29日(火)から令和3年1月4日(月)までは、年末年始休暇のため事務局を閉めさせていただきます。なお、28日(月)は大掃除のため事務局では業務を行いませんので、ご了承ください。

新年は令和3年1月5日(火)より業務を開始いたします。

毎月配布しております小冊子「BLUE RETURN 青色申告」は、新型コロナウイルス感染症の蔓延を鑑み、ボランティアで活動している役員の方々の安全面を検討した結果、先月配布分のVol.810が11・12月合併号となっております。なお、11・12月合併号の記事は左記のとおりでした。

- ・令和3年度 税制改正要望意見
- ・青色申告特別控除65万円適用にあたって留意すべきこと
- ・令和2年分 決算準備のポイント

## 青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

12月23日(水)に令和3年2月～4月分を指定口座から引落します。残高不足にならないようご注意ください。

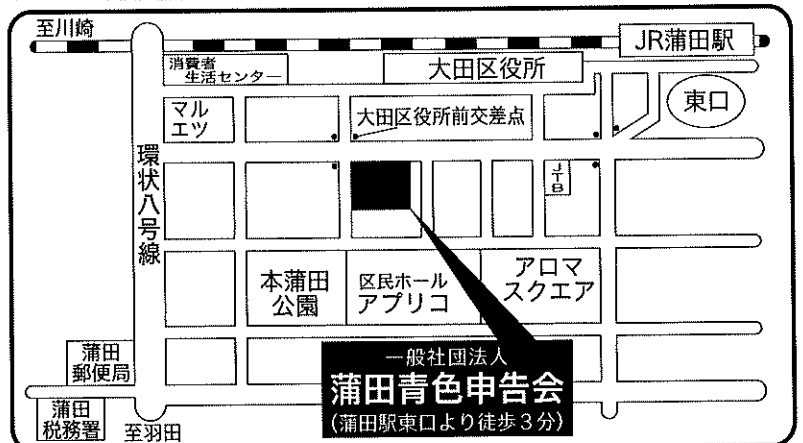
なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。ただため「領収書」は発行いたしません。

入会金 2,000円  
会費 年額24,000円  
(月額2,000円)

一般社団法人

# 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



## 十一月 事業報告

- 二日～六日 記帳確認指導会……事務局
- 四日 東青連第2ブロック局署会合同協議会……事務局
- 五日 執行部会……事務局
- 五日 東青連第2ブロック退任事務局長送別会……事務局
- 六日 東京青色申告会館……事務局
- 一〇日 蒲田税務六団体連絡協議会署長講演会……事務局
- 一八日 「会計ソフトを利用した記帳指導」事業……事務局
- 一九日 「説明会方式による記帳指導」事業……事務局
- 三〇日 複式簿記決算準備個別指導会……事務局